

○岩内町医療費助成条例施行規則

昭和49年12月26日規則第18号

改正

平成4年6月19日規則第9号
平成6年12月21日規則第20号
平成9年9月1日規則第14号
平成10年3月26日規則第9号
平成10年6月29日規則第18号
平成11年3月18日規則第6号
平成12年3月16日規則第3号
平成12年3月31日規則第26号
平成12年6月28日規則第41号
平成13年3月28日規則第5号
平成13年6月15日規則第8号
平成13年9月18日規則第9号
平成14年9月20日規則第28号
平成15年9月24日規則第25号
平成16年9月30日規則第18号
平成17年3月25日規則第9号
平成18年9月26日規則第47号
平成20年3月31日規則第21号
平成20年9月25日規則第36号
平成21年3月27日規則第4号
平成24年5月24日規則第18号
平成27年12月29日規則第41号
平成28年3月30日規則第22号
平成28年7月12日規則第38号
平成28年7月29日規則第39号
平成29年7月31日規則第16号
平成30年7月31日規則第13号

令和2年3月30日規則第9号

岩内町医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩内町医療費助成条例（昭和49年岩内町条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第1号の規則で定める額)

第2条 条例第3条第1号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。）とし、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に定める額とする。
- (2) 所得の範囲は、児童手当法施行令第2条の規定によるものとする。
- (3) 所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第3条の規定によるものとする。

(条例第3条第2号の規則で定める額)

第3条 条例第3条第2号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 所得の額は、前年の所得とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。
- (2) 所得の範囲は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。
- (3) 所得の額の計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。

(条例第3条第3号の規則で定める額)

第4条 条例第3条第3号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第7項に定める額とする。
- (2) 所得の範囲は、児童扶養手当法第9条第2項並びに同法施行令第2条の4第6項及び第3条第1項の規定によるものとする。

(3) 所得の額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。

(受給者の登録申請)

第5条 条例第4条の規定により登録を受けようとする者又は保護者は、医療費受給資格者登録申請書（様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3）を、町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 医療保険各法による被保険者証若しくは組合員証
- (2) 申請者の戸籍謄本及び住民票謄本
- (3) 条例第3条の各号に掲げる者の所得の状況を明らかにする書類
- (4) 重度心身障害者医療に関する経費の助成を受けようとする者は、条例第2条第2項第1号に規定する身障手帳又は同項第2号に規定する状態にあることが判定若しくは診断された書類又は同項第3号に規定する精神保健手帳
- (5) ひとり親家庭等医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現に児童を扶養又は養育している事実を明らかにできる書類

3 町長は、前項に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができときは、書類の添付を省略させ、又は特に必要があるときは他の書類を添付させることができる。

(受給者証の交付等)

第6条 条例第5条の規定により交付する受給者証は、重度心身障害者医療費受給者証（様式第2号から様式第2号の4）、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第2号の5及び様式第2号の6）及び乳幼児等医療費受給者証（様式第2号の7及び様式第2号の8）とする。

2 町長は、前項の受給者証の交付を決定した者（以下「受給資格者」という。）を、受給資格者登録台帳（様式第3号から様式第3号の3）に登載するものとする。

3 町長は、受給資格者であることを承認しないことを決定したときは、医療費受給資格者登録申請却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(受給者証の有効期限等)

第7条 前条第1項の受給者証の有効期限は、毎年7月31日とし、申請により更新するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者又は保護者の所得及び町民税の課税状況等について、町が公簿等により確認を行うことができ、かつ、確認を行う旨及び更新の手続きを町において職権で行うことを受給資格者若しくは保護者が同意した場合は、申請の手続きを要しないものとする。

3 前項の規定に該当し、引き続き受給資格者である旨を確認したときは、町は、受給者証を交付するものとする。

4 第2項の規定に該当し、受給資格者ではない旨を確認したときは、受給資格喪失通知書（様式第4号の2）により通知するものとする。

（受給者証の再交付申請）

第8条 受給資格者は、受給者証を破り、よごし、又は失つたことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、医療費受給者証再交付申請書（様式第5号）を町長に提出してその再交付を受けることができる。

（一部負担金）

第9条 条例第7条に規定する一部負担金の減額及び支払免除は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第69条第1項の規定に準じて行うものとする。

2 条例第7条の規則で定める一部負担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 受給資格者が3歳未満（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯員全員（生計維持者を含む。）が市町村民税非課税者の場合 次に掲げる初診時一部負担金。ただし、初診時における医療費が初診時一部負担金の額に満たないときは、その満たない額とする。

ア 医科診療に係るとき 1件580円

イ 歯科診療に係るとき 1件510円

ウ 柔道整復師等の施術に係るとき 1件270円

（2） 前号に掲げる者以外の場合 高確法第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金（基本利用料を含む。）に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額（基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確法令」という。）第14条の規定の例により算定した月間の高額療養費に相当する額を控除した額

3 前項第2号に係る高確法令第14条第1項の月間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、高確法令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、57,600円とする。ただし、療養のあった月に属する世帯の受給資格者に対し、当該療養のあった月以前の12月以内に

既に月間の高額療養費に相当する額が支給されている月数が3月以上ある場合については、44,400円とする。

4 第2項第2号に係る高確法令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、同令第15条第3項の規定にかかわらず18,000円とする。この場合においては、毎年8月1日から翌年7月31日までの期間における一部負担金の合計額が144,000円を超えないこととなるように、町長が年間の高額療養費算定基準額を定めるものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 条例第8条第1項の規定により当該保険医療機関等が医療に関する経費の支払を受けようとするときは、診療報酬明細書により社会保険診療報酬支払基金又は北海道国民健康保険団体連合会を通じて行わなければならない。

2 当該保険医療機関等は、医療に関する経費の支払について前項に規定する方法により難いときは、同項の規定に関わらず、医療費助成金・事務取扱手数料請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

3 受給資格者は、条例第8条第2項の規定により医療に関する経費の支払を受けようとするときは、医療費助成金交付申請書（様式第6号の2）を町長に提出するものとする。

(条例第7条の2第3項に定める額等)

第10条の2 条例第7条の2第3項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は、高確法令第15条第3項に規定する額とする。

(助成金の交付の決定)

第11条 町長は、第10条第2項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、受給者に支給することを決定したときは、医療費助成金交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第12条 受給者は、条例第9条第1号又は第3号に該当するに至ったときは、氏名又は住所等変更届（様式第8号）により、同第2号の規定に該当するに至ったときは、医療費受給資格喪失届（様式第9号）により、届出を行うものとし、当該届出書には受給者証を添付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年12月27日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 岩内町老人医療費助成条例施行規則（昭和46年岩内町規則第8号）
- (2) 岩内町乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和47年岩内町規則第17号）
- (3) 岩内町重度心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年岩内町規則第3号）
- (4) 岩内町母子家庭等医療費助成条例施行規則（昭和48年岩内町規則第4号）

附 則（平成4年規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岩内町医療費助成条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第5条の規定により資格を有することとなる対象者について適用し、施行日前に改正前の条例第5条の規定により資格を有する対象者については、なお従前の例による。

（読み替規定）

3 岩内町医療費助成条例の一部を改正する条例（平成4年岩内町条例第6号）附則第3項の適用を受ける老人に係る新規則の適用については、施行日から平成7年3月31日までの間に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条見出し	受給者証	有資格者証
第3条	医療費受給者証	医療費有資格者証
第4条見出し	受給者証	有資格者証
第4条第2号	老人医療費受給者証	老人医療費有資格者証
第5条見出し	受給者証	有資格者証
第5条	受給者証	有資格者証
	医療費受給者証再交付申請書	医療費有資格者証再交付申請書
様式第1号	重度心身障害者 心身障害者 乳幼児	老人 重度心身障害者 心身障害者

		乳幼児
--	--	-----

附 則（平成6年規則第20号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第14号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第9号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第6号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年3月31日をもつて有効期限に達する受給者証の更新から適用する。

附 則（平成12年規則第26号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第41号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第5号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（受給者証の有効期限に関する経過措置）

2 改正後岩内町医療費助成条例施行規則第4条第1号の規定にかかわらず、岩内町医療費助成条例の一部を改正する条例（平成13年岩内町条例第4号）第3条第2号及び第3号に該当することとなる対象者については、平成13年9月30日を有効期限とする。

附 則（平成13年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第28号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第25号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第18号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第9号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岩内町医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日「以下（施行日）という。」以後に行われる医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、既に印刷済の用紙類については、この規則の規定にかかわらず、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成20年規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岩内町医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、既に印刷済の用紙類については、この規則の規定にかかわらず、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成21年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第18号）

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成27年12月29日規則第41号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第22号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月12日規則第38号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

（準備行為）

2 医療費受給資格者登録申請に関する手続きをするために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成28年7月29日規則第39号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条第3項及び第4項の規定は、療養のあった月が平成29年8月以後の場合における高額療養費算定基準額について適用し、療養のあった月が同年7月までの場合における高額療養費算定基準額についてはなお従前の例による。

附 則（平成30年7月31日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条第4項の規定は、療養のあった月が平成30年8月以後の場合における高額療養費算定基準額について適用し、療養のあった月が同年7月までの場合における高額療養費算定基準額についてはなお従前の例による。

附 則（令和2年3月30日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、既に印刷済の用紙類については、この規則の規定にかかわらず、なお当分の間使用することができる。